

滋賀県事業継続支援金(第3期)のご案内

11月1日(月)から申請受付開始

URL:<https://shiga-keizokushien.com/>



【支給対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県内中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、下記のいずれかにあてはまる方。

(1)国の「月次支援金」を2021年の9月または10月のいずれかの月で受給した方

(2)2021年9月または10月のいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月に比べて50%以上減少した方

(3)2021年9月と10月の売上の合計が2020年または2019年の9月と10月の売上の合計に比べて30%以上減少した方

※ただし2021年8月までに開業していること。

【支給額】

中小企業等 : 20万円

個人事業主 : 10万円

※1事業者につき1回の申請まで(第3期)

滋賀県事業継続支援金(第1期)は、
「2021年の4月から6月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した事業者」を対象としていました。

第2期は第3期と同条件で、対象月が7月・8月となっています。

**第1期、第2期、第3期は
重複受給が可能です。**

【申請期間】

令和3年11月1日(月)～令和3年11月30日(火)

<お問い合わせ先> 事業継続支援金コールセンター

電話番号: 0570-200-575

開設期間: 平日9:00～17:00

滋賀県事業継続支援金【第1～3期】について													R3.10.27時点		
	支給額	基準月	要件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【第1期】 事業継続支援金		2021年 4～6月	①いずれかの月の売上が50%以上減					受付期間 8/4～9/30		受付終了					
【第2期】 事業継続支援金	・中小企業等 20万円 ・個人事業主 10万円	2021年 7～8月	① " または ② 両月の売上の合計が30%以上減 拡充							受付期間 9/29～ 10/29					
【第3期】 事業継続支援金		2021年 9～10月	① " または ② "							受付期間 11/1～ 11/30					

※滋賀県事業継続支援金(第1期)につきましては、9月30日(木)をもって
受付を終了しました。

※滋賀県事業継続支援金(第2期)につきましては、10月29日(金)までを
申請期限としております。